（前のページより続き）
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の講習委員を変更する件（国土交通五〇五）　七
○建設業法に基づく登録監理技術者講習実施機関の登録をした件（同五〇六）　七
○ななせダムの建設が完了した件（同五〇七）　七
○道路運送法施行令第四条第一項の規定に基づく指定都道府県等の指定に関する告示（同五〇八）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛九五～九八）　八
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　内閣法制局　カジノ管理委員会　九
会計検査院　一〇
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配六六）　一二
〔公　告〕
諸事項　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　一三
特殊法人等
預金保険の保険料率、日本弁護士連合会令和八年度役員就任関係　三〇
会社その他

府　令

○内閣府令第三十二号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）第十章の規定及びサイバー通信情報監理委員会事務局組織令（令和八年政令第九十一号）を実施するため、サイバー通信情報監理委員会事務局組織規則を次のように定める。

令和八年四月一日　内閣総理大臣　高市　早苗

サイバー通信情報監理委員会事務局組織規則

1　通信情報取得監理課に、検査室を置く。

2　検査室は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律第六十三条第一項又は第二項の規定による検査に関する事務をつかさどる。

3　検査室に、室長を置く。

附　則

この府令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○内閣府令第三十三号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令等を廃止する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月一日　内閣総理大臣　高市　早苗

内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令等を廃止する内閣府令

次に掲げる府令は、廃止する。

一　内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令（昭和五十五年総理府令第四十二号）

二　内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十七号）

三　内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第三十号）

附　則

この府令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

府　令・省　令

○内閣府・財務省令第一号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第一条の三第一項第七号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年四月一日　内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき